

令和3年3月10日

都道府県歯科医師会社会保険担当役員 各位

公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 林 正 純

令和3年度に実施する特定共同指導等に係る取扱いについて

平素より本会会務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
この度、厚生労働省保険局医療課より、標記について、別添の通り地方厚生(支)局医療課長等宛に通知を発出している旨、連絡がありましたのでお知らせ致します。

主な変更点は下記のとおりです。

記

○2頁 第1 特定共同指導 4 保険医療機関等の選定(2)②

「10人分程度の連続した2か月分(改定年度においては4月分を含む連月を除く。)の診療報酬明細書(以下「診療レセプト」という。)又は調剤レセプトの写し」とし、改定年度以外は4月分も含むよう見直し

○3頁 第1 特定共同指導 5 診療レセプト及び調剤レセプト(以下併せて「レセプト」という。)の収集(2)指導実施用レセプト

「可能な限り指導月に近い連続した2か月分(改定年度においては4月分を含む連月を除く。)のものとし、各保険者区分(社保分、国保分及び後期分)を網羅すること。」とし、改定年度以外は4月分も含むよう見直し

○6頁、7頁 第2 共同指導 3 対象となる保険医療機関等の候補

- (1) ②「指導大綱の第4の4(2)③に該当する保険医療機関等については共同指導の対象としない。」とし、高点数医療機関等に該当するものを対象から除外
- (1) ④「歯科については、単独型臨床研修施設(歯学部を有する大学の附属病院以外の病院に限る。)がある都道府県においては、当該保険医療機関を優先的に候補とし、その他、保険医療機関の規模等を勘案し、共同指導が必要と認められる保険医療機関について、指導大綱第4の4(2)④に該当するものとして候補にされたい。」とし、対象となる保険医療機関等を変更

○8頁 第2 共同指導 5 レセプトの収集 (2) 指導実施用レセプト

「都道府県の1件当たりの平均点数を上回るものであって、かつ、可能な限り指導月に近い連続した2か月分(改定年度においては4月分を含む連月を除く。)のものとし、各保険者区分(社保分、国保分及び後期分)を網羅すること。」とし、改定年度以外は4月分も含むよう見直し

(別 添)

- 令和3年度に実施する特定共同指導等に係る取扱いについて
(令和3年3月3日付・保医発0303第6号
／厚生労働省保険局医療課長)